

一般粉じん発生施設(大気汚染防止法施行令別表第2)

	一般粉じん発生施設	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力が1日あたり50トン以上であること
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること
4	粉砕機又は摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること

※工事現場等の仮設に関しては、長期設置(6か月以上)の場合に限り特定施設に該当する。